

## beyond2020 プログラム認証要領

平成 30 年 2 月 27 日

横浜市作成

### (目的)

第 1 条 この要領は、「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」（平成 28 年 12 月 14 日 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成に関する関係府省庁等連絡・連携会議決定）に基づき、横浜市（以下「市」という。）が beyond2020 プログラム（以下「beyond2020」という。）の認証を行う際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

### (認証の要件)

第 2 条 beyond2020 を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動を beyond2020 に認証する。

(1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

(2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

### (マークの使用)

第 3 条 認証事業（前条に基づく認証を受けた事業・活動をいう。以下同じ。）は、beyond2020 のロゴマーク（以下「マーク」という。）を使用することができる。

### (マークの使用に関する権利)

第 4 条 マークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。

### (認証の制限)

第 5 条 横浜市長（以下「市長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業・活動については、beyond2020 に認証しない。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) beyond2020 のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第 1 条に規定する目的の実現に特に資すると市長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると市長が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、市長が不適切と認める場合

（認証の対象となる事業・活動の実施主体）

第 6 条 次に掲げるものは、市長に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができるものとする。ただし、原則、横浜市内に拠点があるもの又は申請に係る事業・活動を横浜市内で行うものとする。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第 7 条 市長は、申請を行うものが次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020 に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げるものから委託を受けたもの並びに (1) 及び (2) に掲げるものの関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの。ただし、特に文化振興等に資すると市長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行うもの
- (6) 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））

があるもの

- (7) 政治団体又はこれらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行うもの
- (9) その他、市長が不適切と認めるもの

(認証の申請)

第8条 beyond2020 の認証を受けようとする場合、「beyond2020 プログラム認証申請書」(様式第1号)(以下「認証申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、市(市の関連団体を含む。)が行う事業・活動について、beyond2020 に認証しようとする場合は、必要書類のうち、誓約書兼同意書及び団体の活動内容がわかる書類の提出は省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により申請を行ったもの(以下「申請者」という。)に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(認証の手続)

第9条 市長は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。

なお、市長は必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 市長は、前項に規定する認証を決定した場合は、「beyond2020 プログラム認証／不認証通知書」(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mail によってマークのデータを当該申請者へ送信するものとする。
- 3 認証の有効期間は、申請書に記載の期間とし、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、市長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。
- 4 前条第1項但書の規定による場合は、第1項の規定に準じて審査し、認証を行うものとする。

(認証の変更等)

第10条 前条の規定により認証を受けたものが、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名、事業・活動名、実施期間、開催場所、事業概要の事項(以下「主要事項」という。)について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020 プログラム認証変更申請書」(様式第3-1号)に関係書類を添えて市長に提出し、変更についての認証を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用し、及びその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 市長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「beyond2020 プログラム変更認証通知書」(様式第4号)により当該変更申請者へ通知するものとする。
- 4 前条の規定により認証を受けたものが、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020 プログラム認証変更届

出書」

(様式第3-2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 5 前条第4項の規定により認証した内容について変更しようとする場合は、第1項及び第4項に準じて変更に係る書類を作成しなければならない。

(実績の報告)

第11条 認証(前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けたものは、認証事業の終了後1か月以内に「beyond2020 プログラム実績報告書」(様式第5号)により認証事業の実績を提出しなければならない。

- 2 市長は、第9条第4項の規定により認証した事業について、前項の規定に準じて報告書を作成しなければならない。

(遵守事項)

第12条 第9条の規定により認証を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
- (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザインガイドラインを遵守すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等(第3条に基づきマークを使用した印刷物、映像、WEB、販促物・商品、その他これらに類するもの。以下「使用対象物等」という。)のうち販促物・商品等については販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を自らの責任で行い、管理を徹底すること。
- (7) 市長が行う認証事業の実施状況等の調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第13条 市長は、認証を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると市長が認めた場合
- (2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合
- (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合
- (5) その他認証事業の継続が不相当であると市長が認めた場合

- 2 市長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「beyond2020 プログラム認証取消通

知書」(別記様式第6号)を当該取消しを受けたものに通知する。

- 3 第1項の規定により認証の取消しを受けたものは、認証取消の日から使用対象物等を使用することはできない。
- 4 市長は、認証の取消しを受けたものに対して、使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 市長は、前三項の規定により、認証の取消しを受けたものに生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 市長は、第1項の規定による認証の取消しを受けたものが、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

- 第14条 市長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用したものについて、直ちにその使用の停止を請求する。
- 2 市長は、認証を受けずにマークを使用したものに対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、認証を行わないことができる。

(認証条件の変更等)

- 第15条 市が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

- 第16条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

- 第17条 本要領による認証は、認証を受けたものがマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、認証を受けたもの及び使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

- 第18条 市は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、第12条第7号に規定する照会又は認証事業の実施及びマークの使用に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

- 第19条 市は、使用対象物等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、市は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、認証を受けたものが認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第 20 条 市は、認証を行ったことに起因し認証を受けたものに生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けたものは、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けたものは、認証事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 市長は、前二項の規定に違反する認証を受けたもの、又はマークの権利を侵害すると認められるものに対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第 21 条 市長は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月 25 日条例第 6 号）に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第 22 条 市長は、beyond2020 の推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消し状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第 23 条 市は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 市が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「市」又は「市長」は「受託者」に読み替えるものとする。ただし、第 8 条第 1 項については、「市（市の関連団体を含む。）」は「市（市の関連団体を含む。）及び受託者」と読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第 25 条 本要領に定めるもののほか、beyond2020 の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。